

鴨川を未来に引き継ぐために

本冊子では、鴨川のように始まり、鴨川の歴史や、現在の鴨川についてみなさんと一緒に学んできました。しかし、この本でお伝えすることのできたことは、ほんの一部です。

この冊子をきっかけに、みなさんが鴨川について体験や学習を通じてさらに理解を深め、親しみを持ち、みんなで守り育て、この美しい鴨川を未来に引き継いでいってください。

「鴨川探検！再発見！」

京都府では、「鴨川」のすばらしさを、体験や観察を通して発見し、川への理解を深め、河川愛護や自然環境保全への関心を広げることが目的に、鴨川において観察会を行っています。

夏には川の中に入って水辺の生物を観察したり、冬には渡り鳥などの観察を行うなど、鴨川の魅力に直接ふれ、みんなで楽しみながら体験学習を行っています。



春：歴史探訪



夏：生きもの観察 水質調査



秋：鴨川ウォーク 水辺の自然観察会



冬：水辺の野鳥観察

「京都府鴨川条例」

鴨川は、美しい自然や景色に恵まれ、人々に愛され、憩いの場として利用されている反面、放置自転車や打ち上げ花火、落書きなど、マナーの低下による迷惑行為が見られます。

そのため、京都府では、鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために、平成19年に「京都府鴨川条例」を制定しました。

この条例では、鴨川及び高野川について、以下のような迷惑行為を規制しています。

京都府鴨川条例による禁止行為・区域 凡例

- 自転車の放置禁止
- バーベキュー等の禁止
- 打ち上げ花火等の禁止
- 自動車・バイク乗り入れ禁止

自転車の放置禁止

この区域では、自転車と原動機付自転車の放置を禁止します。平成22年4月からは京都市が放置自転車を撤去・保管・処分しています。返還場所等は、撤去された場所の付近に設置される看板や、京都市自転車政策課ホームページをご覧ください。

落書きの禁止

全域で落書きを禁止します。違反すれば罰金(5万円以下)が科せられます。

自動車・バイク乗り入れ禁止

この区域では、自動車等の乗り入れを禁止します。違反すれば罰金(5万円以下)が科せられます。

バーベキュー等の禁止

この区域では、バーベキュー等(火気を用いて食品を焼く行為)を禁止します。中止命令に従わないときは罰金(5万円以下)が科せられます。また、他の区域でも、煙・臭い等で近隣住民の方々や、河川利用者の迷惑になることがありますので、河川敷等でのバーベキューはご遠慮下さい。

打ち上げ花火等の禁止

この区域では、近隣住民の方々の迷惑になり、また、他の河川利用者に危害を及ぼすおそれのある「打ち上げ花火、ロケット花火、爆竹等」の使用を禁止します。中止命令に従わないときは罰金(5万円以下)が科せられます。

使用を禁止する花火の種類

- ▶ 飛ばすことを主とするもの(ロケット花火等)
- ▶ 打ち上げることを主とするもの(打ち上げ花火等)
- ▶ 爆発音を出すことを主とするもの(爆竹等)